

大東監告示第2号

定期監査等の結果に対する措置の状況について

令和7年度第1回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和8年3月26日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 木田伸幸

【担当 監査委員事務局】

令和7年度第1回 定期監査等の結果に対する措置の状況

危機管理室

| 監査委員 指摘事項 |
|--|
| <p>(1) 新田の防災備蓄倉庫について、過日、大相撲の大阪場所における相撲部屋の使用について適当でない旨の問題提起があった。当該倉庫は設置当時市と地元自治会で覚書を交わし、その後の運営管理を行っていたが、規定に曖昧な点があったため、双方の解釈に相違が生じ、トラブルが生じたものと考えられる。今後、このような状況を発生させないためにも、双方の意思疎通を図り、関連法規の範囲内で双方が納得できる妥協点を見出し、その結果を覚書の改正に盛り込むよう努められたい。</p> |
| 危機管理室 措置状況 |
| <p>新田中央公園防災備蓄倉庫における施設管理運営につきましては、令和5年3月1日付けで「新田中央公園防災備蓄倉庫施設管理に関する覚書」を新田自治会と締結し、締結以降の施設管理運営は自治会において行っていただいております。</p> <p>令和7年大相撲3月場所における相撲部屋の当該施設使用（宿泊）に関しましては、覚書の条項に基づき自治会の判断により使用されたものと認識しておりますが、定期監査においてご指摘いただいたように、覚書の規定に曖昧な点があったことから、解釈の違いが生じ、今回の事象が発生したものと反省しております。</p> <p>また、本施設を利用されておりました地域の各種団体より、施設の継続使用についてのご要請をいただきましたが、今回の反省点を踏まえ、地元区長と協議を重ねました結果、双方の合意により、令和7年7月31日付けをもって同覚書を解除することとなりました。</p> <p>それ以降、現在は防災備蓄倉庫としてのみの使用とし、市で管理を行っておりますが、今後の当該施設の活用方法につきましては、引き続き関連法規の範囲内で、公共施設として広く地域の皆さんに還元できる用途となるよう検討してまいります。</p> |

危機管理室

| 監査委員 指摘事項 |
|---|
| <p>(2) 「防災システム PC 用マイクロソフト office の 23 個」が不執行になっている。原因は、当初の目算に誤りがあり、当初の目的を達成できないことが判明したということである。不執行として出直したことは悪くないと思うが、事前の情報収集をもっと正確に行い、効率的で適正な事務執行を目指すべきである。なお、安易に同等品不可としたり、随意契約とする傾向もみられるが、災害対策に係る備品等の購入は、市民の財産・生命を守る点から比較的優先順位が高いとされていること</p> |

もあり、より効率的な契約事務を励行されたい。

危機管理室 措置状況

防災システム用ノートパソコンにつきましては、当初要求前に精査できていなかった落ち度から不執行となったこと、深く反省しており、今後の事務においては複数人でチェックするよう、同様の事象が発生しないよう対策を講じました。

また、ご指摘以降、災害対策に係る備品等の購入につきましても、積極的に同等品を選択するなど、効率的な事務手続きへと改善いたしております。

会計室

監査委員 指摘事項

(3) 令和7年度は大東市資金管理方針を定め、これに基づいて資金運用することとなった。本市の以前の資金運用はほとんど金利が付かない状況下、債券価格の変動を利用した比較的大きな売買益をあげていたが、最近の金利上昇局面で、保有債券の時価が低迷し、売買益は見込めない状況となっている。損失が具現化した訳ではないが、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と地方財政法第8条に定めるとおり、市の余裕資金は最大限活用すべきである。

資金運用に際しては機動的な判断と行動が必要になる。資金管理方針に定める多人数の意見を尊重し、責任を分担する方針とは相容れない関係性にあると思うが、今後の資金運用は適切な体制において、正確な情報収集と、適切なタイミングによる適切な判断で、リスクの軽減を図りながら最大限の効果を図られたい。

会計室 措置状況

債券運用につきましては、大東市資金管理方針第11条第3項の規定により、購入した債券は、元本及び利息を確保するため、満期償還期限まで持ち切ることを原則としております。

金利のある世界に転換したことから、利付普通預金、定期預金も含め、運用利息収入は増加傾向にあります。人口減少・少子高齢化に対応しうる財政基盤の確立として、自主財源を積極的に獲得するため、堅実で効果的な資金運用に取り組んでまいります。

資金の運用にあたっては、市場金利の動向を注視し、機動的に対応することを念頭に置いて、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスクを適切に管理しながら、効率性の向上を図ってまいります。

令和7年度におきましては、幹部会議での意見を踏まえ、資金管理・運用検討会議による検討を行った上で、政策金利及び国債金利の動向を注視し、地方債等の債券を額面で合計20億円、加重平均で1.236%の利回りで購入しました。

議会事務局

| 監査委員 指摘事項 |
|--|
| <p>(4) 政務活動費については、詳細な手引を作成し、極めて適切な運営が行われている。しかしながら「情報通信・交通費」の私費と政務活動費の按分率の基準が曖昧だったり、付与ポイントの除外が徹底できていない状況が見受けられた。又、当該手引について外部から要求があれば情報提供しているが、ホームページ等での積極的な公表は行っていない。政務活動費の改善は議員の負担に繋がる面もあり、事務局として困難かもしれないが、より適正な運用となるよう努められたい。</p> <p>近年、国レベルではあるが、政治と金の問題が批判の対象になっており、本市で問題になっているものではないが、外部に対する透明性を高め、信頼を維持するため、WEB上など積極的に外部に公表するよう努められたい。</p> |
| 議会事務局 措置状況 |
| <p>令和8年1月13日に全議員および議会事務局職員を対象とした研修会を開催し、ご指摘の按分率の基準や、手引き等のホームページ上での公表による透明性の向上をはじめとした政務活動費全般に係る運用基準や実務上の留意点について、判例、他市の状況等を交えながら説明を受けたところです。</p> <p>議会事務局としましては、今回の研修会の内容を踏まえ、確認事務を適切に行うことにより制度の健全な運用に努めるとともに、各議員が市民に対する説明責任を常に念頭に置き、手引きの見直しやホームページ上での公表など、高い透明性を確保しながら自律的に適正な運用を推進していくことができるよう更なる意識の向上を図ってまいります。</p> |

選挙管理委員会事務局

| 監査委員 指摘事項 |
|---|
| <p>(5) 市議・市長選における公費負担において、市の確認金額に基づいて選挙運動用自動車燃料代を支給する制度であるにも関わらず、確認書でなく請求書で支払っているケースがあった。燃料代が当初の確認(予定)額を超えたにも関わらず、再度の確認書を発行せずに支払を行ったもので、交付手続の規定に反する行為である。公金の支出に関しては厳に規定された手続に沿って進められたい。</p> |
| 選挙管理委員会事務局 措置状況 |
| <p>次回以降の市議・市長選挙からは、立候補者説明会等において、各候補者に周知徹底を図ると共に事務局における事務処理につきましても当初の確認額を超える変更があった場合には、確認申請書の再提出を候補者に求めることにより、確認書に基づく支出を徹底して参ります。</p> |